

1 水質検査計画

(1) 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (ア) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
- (イ) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とします。
- (ウ) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査表のとおりとします。

給水栓では、水道法に基づき、色、濁り及び遊離残留塩素濃度の検査(水道法施行規則第15条第1項第1号-イ)については、1日1回行います。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気、色度及び濁度等(水道法施行規則第15条第1項第3号-イ)の検査は、月1回行います。

その他の項目の検査については、別添水質検査項目一覧表に掲げる検査頻度により行います。

(2) 水道施設の概要

<北方町上水道施設>

(1) 深井戸

北方町水源池及び第2水源池に設置する取水ポンプで汲み上げた後、塩素消毒を行い貯水池(PCタンク)に貯めた後、給水します。

<給水状況>

		北方町上水道
給水区域(所在地)		本巢郡北方町
給水人口		17,720
計画1日最大給水量		10,516m ³
1日最大給水量		7,618 m ³
1日平均給水量		7,091 m ³

計画1日最大給水量以外の数値は令和6年度末の数値です。

<浄水施設の概要>

		北方町上水道
所在地		本巢郡北方町小柳1丁目60番地
原水の種類		地下水 150m
処理能力	標準	—
m ³ /日	最大	—
沈殿池		—
ろ過池		—
浄水処理方法		塩素滅菌のみ

<配水系統と検査地点図>

別図「上水道給水区域主要幹線図」「令和8年度水質検査実施予定場所」参照

(3) 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

北方町上水道	
原水の汚染要因及び水質状況	・取水井の防水・防虫等対策を講じており、問題はありません。
浄水の水質状況	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。
水質管理上留意すべき事項	・次亜塩素酸ナトリウムの適切な保存(特に夏季)

・当該水道を巡る原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

原水は、地下150mの深井戸で、水質は良好。水源の周辺に汚染源はなく、汚染要因は特になし。原水の水質が良好のため浄水方法は、消毒のみである。管路は、ダクタイル鑄鉄管と硬質塩化ビニル管及び配水用ポリエチレン管等である。

(4) 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、次の場合に行う。

- (ア) 水源の水質が著しく悪化したとき。
 - (イ) 水源に異常があったとき。
 - (ウ) 水道利用者で消化器系感染症が流行したとき。
 - (エ) 浄水過程に異常があったとき。
 - (オ) 配水管の大規模な工事をしたとき。
 - (カ) その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- その際の水質検査を行う項目は、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目とする。

(5) 水質検査の方法

浄水：(毎月)水質基準項目の番号1,2,39,47～52の9項目を委託して実施します。

(3ヶ月毎) 毎月の検査分に加え、水質基準項目の番号10,20,22～32,40,41,45の16項目を委託して実施します。但し、うち1回は全項目検査と兼ねて実施。

(年1回) 全項目検査を委託して実施します。

原水：(年1回)3本の取水井にて1～21,33～48,50～52の40項目を委託して実施します。

(3ヶ月毎) クリプトスポリジウム対策指針による原水検査：リスクレベル2の検査を委託して実施します。

(6) 水質検査の委託の範囲

① 試料の運搬

試料は北方町上下水道課で水質に変化を生じさせないように採取し、運搬については、採取した当日に受託者が保冷等により速やかに運搬するものとします。

② 臨時検査の取扱い

臨時検査の必要性が生じた場合には早急の実施し、FAX等にて結果報告するように契約します。

(7) 委託した検査の実施状況の確認方法

試験施設への立入検査に応じ、また検査の根拠としてクロマトグラム並びに濃度計算書等の提出を求めた場合に、延滞なく提出するように契約します。

(8) 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査結果は、ホームページ・広報などに掲載して公表します。

(9) 関係機関との連携等

① 水質検査委託検査機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。また、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に対処します。なお、その際必要に応じ、保健所、委託検査機関から指導、助言を受けながら実施します。

② 年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。

③ 水質検査計画に基づく検査の実施等については、委託検査機関と連携を図り実施します。

④ 水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、保健所に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	北方町					水道技術管理者名
浄水場名	北方町上水道水源地					
採水の場所(住所及び施設名)	本巢郡北方町高屋1420番地の1(清流平和公園)他					
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他		健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目 5月
水質検査委託機関名称						2回目 11月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根拠 ※1
1 一般細菌	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
4 水銀及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
5 セレン及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
6 鉛及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
7 ヒ素及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
8 六価クロム化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
9 亜硝酸態窒素	1								○					1	過去の検査結果により回数減
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4		○			○			○				○	4	3か月に一回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1								○					1	過去の検査結果により回数減
12 フッ素及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
13 ホウ素及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
14 四塩化炭素	1								○					1	過去の検査結果により回数減
15 1・4-ジオキサン	1								○					1	過去の検査結果により回数減
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1								○					1	過去の検査結果により回数減
17 ジクロロメタン	1								○					1	過去の検査結果により回数減
18 テトラクロロエチレン	1								○					1	過去の検査結果により回数減
19 トリクロロエチレン	1								○					1	過去の検査結果により回数減
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタニ酸(PFOA)	4		○			○							○	4	3か月に1回省略不可
21 ベンゼン	1								○					1	過去の検査結果により回数減
22 塩素酸	4		○			○			○				○	4	3か月に一回省略不可
23 クロロ酢酸	4		○			○			○				○	4	3か月に一回省略不可
24 クロロホルム	4		○			○			○				○	4	3か月に一回省略不可
25 ジクロロ酢酸	4		○			○			○				○	4	3か月に一回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	4		○			○			○				○	4	3か月に一回省略不可
27 臭素酸	4		○			○			○				○	4	3か月に一回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	4		○			○			○				○	4	3か月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	4		○			○			○				○	4	3か月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	4		○			○			○				○	4	3か月に1回省略不可
31 プロモホルム	4		○			○			○				○	4	3か月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	4		○			○			○				○	4	3か月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
34 アルミニウム及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
35 鉄及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
36 銅及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
37 ナトリウム及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
38 マンガン及びその化合物	1								○					1	過去の検査結果により回数減
39 塩化物イオン	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定しておらず省略不可
40 カルシウム、マグネシウム等	4		○			○			○				○	4	基準値の1/5を超えたことがあるため、3ヶ月に1回省略不可
41 蒸発残留物	4		○			○			○				○	4	基準値の1/5を超えたことがあるため、3ヶ月に1回省略不可
42 陰イオン界面活性剤	1								○					1	過去の検査結果により回数減
43 オール(別名 ジェオスミン) (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	1								○					1	過去の検査結果により回数減
44 1・2・7-トリメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	1								○					1	過去の検査結果により回数減
45 非イオン界面活性剤	4		○			○			○				○	4	基準値の1/5を超えたことがあるため、3ヶ月に1回省略不可
46 フェノール類	1								○					1	過去の検査結果により回数減
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定しておらず省略不可
48 pH値	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定しておらず省略不可
49 味	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定しておらず省略不可
50 臭気	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定しておらず省略不可
51 色度	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定しておらず省略不可
52 濁度	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定しておらず省略不可
項目数		9	25	9	9	25	9	9	52	9	9	25	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

○ゴルフ場農薬に係る水道水検査(別表3)

水道名	水源の名称	水源種類	検査対象農薬名(商品名)			検査月			関係ゴルフ場名	備考
			殺菌剤	殺虫剤	除草剤	第1回	第2回	第3回		
該当なし										

○ダイオキシン類検査(別表4)

水道事業名 (水源名等も記入)	ダイオキシン類			備考
	原水・浄水の別	頻度		
		毎月	回/年	
該当なし				

○水源選定及び給水開始前全項目検査(別表5)

区分	水源選定		給水開始前		備考
	水道名	件数	水道名	件数	
年 月					
年 月					
年 月					

令和8年度水質検査実施予定場所

